

スリナム入国に際する査証手続きについて

令和4年6月24日

現在、スリナム政府は、日本との間の査証免除措置を一時停止しており、同国入国に際しては、査証の取得（E-Visa）が必要になっています。

スリナム政府の発表によれば、本年7月1日以降については、同国に渡航する全ての国の国民に対し、観光及び親族訪問を目的（入国日から最長90日間）として同国に入国する際には査証取得を不要とし、入国料として25米ドルまたは25ユーロを適用するとしております（有効期間6か月以上のパスポートが必要。外交旅券、公用旅券保持者、また、スリナム居住者、有効な査証保持者等については、入国料適用外。支払手続きについては、以下のホームページから可能）。

同国の査証手続き（E-Visa）及び入国料手続き等につきましては、以下のホームページをご確認頂き、詳細等につきましては、同ホームページ上、またはスリナム外務省にお問い合わせください。

査証手続き（E-Visa）及び入国料手続き：<https://suriname.vfsevisa.com>

スリナム外務省：<https://foreignaffairs.gov.sr/>

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。